

4. 見積書について

Q1	2者（2社）以上の相見積もりは必要ですか。	
A1	原則必要です。交付申請時に2者（2社）以上の見積もり書が間に合わない場合にはその旨申し出てください。なお、発注する前には、複数者（複数社）の相見積もりが必要となります。	
Q2	交付申請時に詳細な見積の取得が難しい場合、概算見積でも申請できますか。	
A2	可能です。 ただし、補助対象及び補助対象外が読み取れないなど内訳が確認できない見積書は不可です。	
Q3	見積書について、既存器具の廃棄処分費や保管費はどのように記載すれば良いですか。	
A3	見積書に、廃棄処分費や保管費は補助対象外費用と追記してください。 補助対象と補助対象外が読み取れる見積書が必要です。	
Q4	調査交換事業を申請する場合、交換に要する費用は調査結果を待たないと確定しませんが、この場合でも、交換に係る見積書の添付は必要ですか。	
A4	必要です。 調査交換事業の場合は、調査対象の照明器具を全て PCB 照明器具と仮定して、LED 照明器具に交換する見積書を取得してください。なお、調査後に PCB 照明器具の個数に変更となった場合、速やかに財団に連絡し財団の指示に従ってください。	
Q5	自社で作業を行う場合、見積書がなくても良いでしょうか。	
A5	必要です。 LED 照明器具等の購入品は見積書を提出してください。（発注には2社以上の相見積が必要です。） 自社で行う労務費を請求する場合、作業者の時間単価を算出し(算出の根拠資料の提出も必要)、想定される労務時間を掛けたものを労務費としてください。	